

淡路市特定不妊治療費助成事業のご案内

淡路市では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。

対象となる方 〔すべてを満たすこと〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 治療期間及び申請日に淡路市に住所があり、法律上の婚姻または事実婚をしているご夫婦 ② 「兵庫県特定不妊治療費助成事業」の助成を受け、かつ兵庫県以外の助成を受けていないこと
助成内容	<p>特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に要した治療費から、兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成額を控除した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 各治療1回あたり10万円を上限に助成する ※ 指定医療機関で受けた治療費用であること
申請期間	兵庫県特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた日から90日以内
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 淡路市特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書（様式第1号） ② 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ③ 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し または 淡路市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号） ④ 住民票（ご夫婦の続柄が記載されたもの） <p>※ ④は、市役所市民総務課および各事務所の市民窓口係で発行されます。また、県の決定通知日から3カ月以内に発行されたものとしします。</p> <p>※ ④は、別世帯にされている等続柄を確認できない場合は、ご相談ください。</p>
申請受付・窓口	淡路市 健康増進課（淡路市役所 1号館1階）
助成金の支給	申請書類を審査し、承認した場合は決定通知書を送付し、口座振り込みを行う。

★ この事業の担当・お問い合わせは ★

淡路市役所 健康増進課

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

直通：0799-64-2541（IP：050-7105-5039）/Fax：0799-64-2529